

平成27年度事業計画書

【概要】

平成27年度 最重点事業計画

I. 小規模企業振興基本法を踏まえた小規模企業支援施策の強力な推進

1. 小規模企業振興基本計画の着実な実施のための行動
2. 経営発達支援計画の全商工会早期認定
3. 経営発達支援事業の積極的推進
4. 小規模企業の販路開拓等の取組みの支援
5. 小規模企業振興条例の制定に向けた要望活動の実施

II. 中小・小規模企業の更なる発展に向けた支援の強化

1. 提案型の経営支援・巡回訪問の推進強化
2. 中小・小規模企業の新事業展開、経営革新、新製品・サービス開発、国内外に向けた販路開拓等各種支援の実施
3. 地域経済社会を活性化させるための起業・創業の支援及び事業承継等の支援
4. 中小・小規模企業の活力向上のための税制改正要望等の実施
5. 中小・小規模企業に対する金融支援の強化

III. 商工会による地方創生への取り組み

1. 地方公共団体が実施する地方創生への積極的関与
2. 地域共同販売拠点整備による地産地販の促進
3. 「儲かる地域づくり」の推進
4. 「ニッポンセレクト」の活用による地域活性化
5. 東日本大震災の復興の加速化

IV. 会員サービスの一層の充実

1. 月刊「商工会」誌の内容の充実化と一層の普及
2. 記帳指導等の強化
3. 「100万会員ネットワーク」の推進
4. 会員同士の助け合いの制度「会員福祉共済」、「商工貯蓄共済」等の推進
5. 会員サービスの充実に向けた新保険制度の創設

V. 支援体制及び組織基盤の強化

1. 内外に向けた商工会活動の積極的アピール
2. 商工会職員の資質向上対策の推進
3. 小規模企業の経営データベースによる経営支援体制の強化
4. 自主財源の確保による財政力強化（50%以上の自主財源確保）
5. 青年部及び青年部OB会（仮称）の組織強化

I. 小規模企業振興基本法を踏まえた小規模企業支援施策の強力な推進

小規模企業振興基本法の制定を踏まえ、本年度を「小規模企業振興元年」と位置づけ、個々の小規模企業の持続的な経営を支援する下記の施策を全国の商工会組織をあげて推進する。

1. 小規模企業振興基本計画の着実な実施のための行動

小規模企業振興基本法に基づき政府が策定した小規模企業振興基本計画について、計画（P l a n）、実行（D o）、検証（C h e c k）、改善（A c t i o n）という「P D C Aのサイクル」を通じて小規模企業施策が一貫性を持って、計画的、総合的、継続的に着実に展開されるよう、中小企業政策審議会基本政策委員会等へ積極的に参画し、的確な情報発信、必要な意見表明、政策提言等を行う。

2. 経営発達支援計画の全商工会早期認定

需要開拓や事業承継等小規模企業が抱える課題に対し、事業者に寄り添った支援を行うべく、全商工会が、経営発達支援事業を実施する事業計画（経営発達支援計画）を策定するとともに、その早期認定に取り組む。

3. 経営発達支援事業の積極的推進

計画の認定を受けた商工会は、「伴走型小規模事業者支援推進事業」を最大限活用し、小規模事業者の持続的発展への取り組みを強力に支援する。特に、小規模企業が自社の経営環境を的確に把握、理解し、持続的な経営に向けた経営計画の策定とこれに基づく経営を促進するため、各地商工会によるセミナー・相談会を積極的に開催する。

4. 小規模企業の販路開拓等の取組みの支援

経営計画に基づき商工会と一体となって行う小規模企業の地道な販路開拓（創意工夫による売り方やデザインの改変等）などの取組みを「小規模事業者持続化補助金」や「専門家派遣」を通じて支援する。

5. 小規模企業振興条例の制定に向けた要望活動の実施

基本法制定を踏まえ、地方における小規模企業対策の一層の推進を図るためには、都道府県・市町村において小規模企業振興条例を制定し、地方行政の中に小規模企業振興を明確に位置づけることが極めて重要であり、組織を挙げた条例制定運動を引き続き展開する。

Ⅱ. 中小・小規模企業の更なる発展に向けた支援の強化

1. 提案型の経営支援・巡回訪問の推進強化

- (1) 「商工会は行きます 聞きます 提案します ～会員満足向上運動～」のキャッチフレーズのもと、「商工会地域の中小・小規模事業者の経営情報等のデータベース」を活用しつつ、経営改善普及事業の根幹たる「巡回訪問」を徹底し、提案型の経営支援の一層の強化を図る。
- (2) 経営革新などより高度・専門的な支援ニーズに的確に応えるために、限られた支援人材の効率的な活用が可能となるような経営支援体制の強化が求められている。このため「商工会機能強化検討特別委員会」報告書に基づき、各商工会の経営支援業務を広域的な体制で共同化するなど、地域の実状に応じた効果的・効率的な支援体制の構築を早期に実現する。

2. 中小・小規模企業の新事業展開、経営革新、新製品・サービス開発、国内外に向けた販路開拓等各種支援の実施

- (1) 需要に応じた新たな商品・サービスの開発、事業化等の取り組みや、第2創業などの挑戦的な取り組みを関係団体と連携して支援する。また、「ワンストップ総合支援事業」、「よろず支援拠点」を活用した企業の経営革新支援を推進する。
- (2) 第一次産業との連携（農商工連携・六次産業化）を踏まえた新製品開発・観光開発や、地域の課題を解決するためのコミュニティビジネス創設支援を行う「小規模事業者地域力活用新事業全国展開支援事業」を実施する。
- (3) 平成26年度補正予算「小規模事業者支援パッケージ事業」を活用し、会員、商工会、地方公共団体との連携を強化しつつ、展示販売・商談会の開催等により国内外での販路開拓支援を展開する。

3. 地域経済社会を活性化させるための起業・創業の支援及び事業承継等の支援

- (1) 「地域創業促進支援事業（創業スクール）」を活用し、地域プラットフォームに参画する商工会・県連が実施する起業・創業支援の推進を図る。

- (2) 国が設置する「事業引継ぎ支援センター」と連携し、事業承継・後継者マッチング等を推進する一方、各県連の「経営安定特別相談室」とともに、経営難に直面している事業者の円滑な事業整理等を支援する。

4. 中小・小規模企業の活力向上のための税制改正要望等の実施

- (1) 中小・小規模企業の活力向上のため、以下の事項を中心に要望活動を実施する。

①外形標準課税の中小法人への適用拡大の反対

②消費税の軽減税率の導入については、中小・小規模企業に大きな事務負担が発生する等、様々な問題があり、慎重に検討すること

③中小法人の軽減税率を現行の15%から引下げるとともに、小規模法人については更なる特段の軽減措置を講じること。個人事業主についても、法人と同様の軽減措置を設けること

④中小企業における交際費等の全額損金算入の特例や少額減価償却資産の損金算入の特例等、平成27年度末に適用期限を迎える制度の期限延長

- (2) 消費税の円滑な価格転嫁対策の推進

県連・商工会と連携し、「消費税転嫁対策窓口相談等事業」及びネットde記帳システム等を活用した消費税転嫁対策に関する記帳指導を推進する。

5. 中小・小規模企業に対する金融支援の強化

- (1) 平成27年度創設の「小規模事業者経営発達支援資金」について、日本政策金融公庫との連携を強化し、円滑かつ効果的な制度運用を図る。

- (2) 現行のマル経制度について、拡充措置の延長の他、金利の一層の引下げや運用面の改善について要望を行う。

- (3) 事業承継時における経営者及び後継者の負担を軽減することや、企業の早期再生を促すため、個人保証に依存しない融資の普及や再生等の経営者保証履行時の統一的ルールを定めた「経営者保証ガイドライン」の一層の普及推進を行う。

Ⅲ. 商工会による地方創生への取り組み

1. 地方公共団体が実施する地方創生への積極的関与

- (1) 地方創生を図るため地方公共団体が策定する地方版総合戦略に、地域活性化への取り組み、中小・小規模企業が必要とする各種施策が盛り込まれるよう、県連・商工会がその策定に積極的に関与する。
- (2) 平成26年度補正予算「地域住民生活等緊急支援のための交付金」を活用し、地域課題解決、地域活性化等の事業に積極的に取り組み、地方創生に主体的な役割を果たす。

2. 地域共同販売拠点整備による地産地販の促進

多様な地域資源を活かした特産品開発が地方創生の有力な手段であるが、多くの地域中小・小規模企業は、販売力・市場開拓力が弱く、良いものが作れても売るのが難しい状況。このため、地域内外から一定の集客の見込める場所に、自立運営を目指した共同販売拠点を重点的に整備し、地域特産品の地産地販の促進による地域活性化に取り組む。

3. 「儲かる地域づくり」の推進

「地域産業活性化検討特別委員会」報告書に基づき、商工会が中心となり、地域に存在する魅力の面的・横断的な掘り起こし、外から資金や人の呼び込みや地域内で資金の循環を活発化させる「儲かる地域づくり」を推進する。

4. 「ニッポンセレクト」の活用による地域活性化

- (1) 平成25年度に構築したECサイト「ニッポンセレクト.com」への会員商品の登録強化、サイト認知度の向上、各種販路開拓イベントとの連携等により、「ニッポンセレクト.com」による地域特産品の全国販売を強力に推進する。
- (2) 特に、「地域住民生活等緊急支援のための交付金」を活用し、地方公共団体との連携を強化し、ふるさと名物商品の域外消費の喚起・拡大に努める。また、地方公共団体との連携実績を踏まえつつ、ふるさと納税とのリンクの可能性を検討する。

5. 東日本大震災の復興の加速化

東日本大震災により甚大な被害を被った中小・小規模企業が一刻も早く事業を再開できる環境を整えられるよう、引き続き、被災地県連と連携して、以下の事項等を中心に国等に対する強力な復興関連の政策要望を行う。

- (1) 東日本大震災で被災した岩手、宮城、福島の3県の被災小規模企業者の実態、ニーズを詳細に把握し、復興施策の加速化が図られるよう政策要望活動を展開するなど復興支援を強化する。
- (2) 原発事故により、事業再開の目途が立たない事業者に対する長期的な視点に立った賠償期間の延長及び原発事故「中間指針」にとらわれない財物賠償の実施。風評被害の完全払拭に向けた中小・小規模企業の販路拡大等の取組への支援。また、賠償金の趣旨に鑑み、受取った賠償金を免税扱いとするなどの税制措置の実現。
- (3) 震災関連融資制度の取り扱い延長及び対象者の弾力化等

IV. 会員サービスの一層の充実

1. 月刊「商工会」誌の内容の充実化と一層の普及

- (1) 商工会の機関誌である月刊「商工会」誌について、会員の先進的な取り組みや商工会の支援事例、各種支援施策の最新情報等を中心にコンテンツの一層の充実を図り、商工会活動についての理解促進と情報提供の強化を図る。
- (2) 組織内・役員間の情報共有の観点から、月刊「商工会」誌の商工会役員全員購読を引き続き押し進める。また、商工会・県連の管理職・職員の購読、会員に対する広報等により一層の普及を図る。

2. 記帳指導等の強化

日々の記帳データからの経営指標等の経営分析データを活用した「経営指導の高度情報化」を実現するために、県連コンピューターとの連携を行い、全国的に「ネットde記帳」利用企業の財務データ等を収集・分析する。

「日常的な記帳指導による経営の安定化」、「経営分析データを活用した生産性の向上」、「記帳データを活用した申告指導」の三位一体の機能を十分に発揮するために、「ネットde記帳」の導入推進を図る。加えて、平成27年度より各県連の推進状況に応じた目標を設定し、消費税円滑化導入事業等を活用してシステム導入を推進するとともに、ネットde記帳システムの運営に係る財政基盤の強化を行う

3. 「100万会員ネットワーク」の推進

販売促進の一環として、IT活用が進んでいない小規模事業者に対し、ホームページ作成の支援を実施し、積極的に企業情報や販売情報の発信を行うことによる取引機会の創出を図る

4. 会員同士の助け合いの制度「会員福祉共済」、「商工貯蓄共済」等の推進

会員サービス向上の観点から「会員福祉共済」「商工貯蓄共済」等各種共済・保険制度の普及・加入促進に組織全体で取り組み、会員の多様な補償ニーズにきめ細かく対応する。

5. 会員サービスの充実に向けた新保険制度の創設

地震等災害が多発するなか、経営基盤の弱い会員の災害リスクを可能な限り軽減するため、経営再建までの一定期間の生活資金を提供する新たな保険制度の創設に取り組む。また、こうした取り組みを含め、商工会が扱う共済制度を強化するために会員福祉共済の共同事業化等全日本火災共済協同組合連合会（日火連）との連携を推進する。

V. 支援体制及び組織基盤の強化

1. 内外に向けた商工会活動の積極的アピール

商工会の活動や中小・小規模企業の政策要望等について広く理解を得るため、商工会組織の活動内容等について、本会ホームページでの情報発信を充実させるとともに、定例記者懇談会の新設、新聞・テレビ局等のパブリシティへの積極的情報発信等により、戦略的な広報活動を実施する。

2. 商工会職員の資質向上対策の推進

基本法制定を踏まえた伴走型経営改善普及事業、地方創生への取り組み強化等商工会の役割が増すなか、これを担う商工会職員の一層の資質向上が求められており、以下に掲げる各種の取り組みを強化する。

(1) 小規模企業の支援に係る人材の育成強化

中小企業庁の「小規模事業者等人材・支援人材育成事業」として実施される、以下の研修への各地経営指導員の参加を推進し、小規模企業や地域のニーズに即応できる経営指導員の育成を図る。

①全国各地で開催

- ・事業者のライフサイクル全般に対応できる人材を育成する「個社支援型研修」
- ・地域全体を活性化する仕組みを作り上げる人材を育成する「地域支援型研修」

②全国各地の優れた支援機関に派遣

- ・若手の経営指導員を実力のある支援人材のもとに派遣しインターン研修を行う「見習研修」

(2) 全国連認定「経営支援マネージャー」取得等の推進

商工会職員の資質向上対策である全国連認定の「経営支援マネージャー」取得を積極的に推進するとともに、Web研修上で認定マネージャーの活動を支援する実践型コンテンツの提供を行う。また、中小企業診断士等各種国家資格の取得を奨励する。

(3) 都道府県選抜による全国経営支援事例発表会（アワード）の開催

経営指導員等による経営革新等の支援事例を各都道府県・ブロック単位の事例発表会を通じて全国から選抜し、全国規模の経営支援事例発表会を、全国の経営指導員や中小企業庁・マスコミなどの出席のもと開催する。これにより、商工会職員同士の支援スキルの共有を図るとともに、商工会が行う事業者支援を広くPRする。

(4) 若手職員教育の強化及び新人研修制度創設に向けた検討

全国の県連・商工会で新規の職員採用が増加しており、商工会職員としての基本的なスキルの習得及び全国のネットワークを活用した一体感の醸成を図るため、職員ハンドブックの活用を図るとともに、全国の新人職員を対象とした集合研修制度の創設に向けた検討を行う。

3. 小規模企業の経営データベースによる経営支援体制の強化

事業者の基本情報や財務情報等の経営データの管理分析による小規模企業の経営支援体制強化及びデータ保全を実現する「小規模事業者支援情報ネットワーク整備事業」を推進する。また、商工会地域の中小・小規模企業の経営指導事例をデータベース化することにより、経営指導の質的向上を図る。

4. 自主財源の確保による財政力強化（50%以上の自主財源確保）

すべての商工会が、地域の実情に応じた財政力強化事業に積極的に取り組み、収入に占める自主財源の比率を50%以上に高めることを目指す。

5. 青年部及び青年部OB会の組織強化

青年部員の年齢制限について、各商工会青年部における45歳への引上げを引き続き推進し、組織強化を図る。また、全国商工会壮青年部連合会（青年部OB会）の内部組織化を実施するとともに、県単位での組織化及び全国組織加入を更に推進する。